

沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、別に定める応募要領により採択された事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）（以下「規則」という。）の例によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、沖縄から海外移民が始まって125年が過ぎ、2027年には第8回世界のウチナーンチュ大会開催を大きな節目と捉え、沖縄移民の歴史を通して沖縄文化とアイデンティティを大切にしてきた世界のウチナーンチュの姿を含めた記録のドキュメンタリー映画製作に要する経費の一部を補助することにより、沖縄の歴史文化の理解促進及び国内外への情報発信、次世代のウチナーネットワークへの継承を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、沖縄移民の歴史、文化、交流等をテーマとして総括的に取りまとめた記録映画の製作であり、第2条の目的に則り、新規に製作される作品であることとする（既存作品の単なる多言語化等は除く）。

2 第8回世界のウチナーンチュ大会開催期間中に沖縄県内において上映する映画製作であることとする。

(補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助金額)

第4条 補助金の交付対象となるもの（以下「補助事業者」という。）は、別に定める「令和8年度沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業補助金応募要領」（以下「応募要領」という。）に基づき応募を行い、第8回世界のウチナーンチュ大会実行委員会の会長（以下「会長」という。）から当該事業の実施主体として採択された、県内の次の各号のいずれかに該当する団体又はこれらの団体を含む共同企業体とする。

(1) 映像作品等の製作を業務とする法人格を有する団体（株式会社、一般社団法人、NPO法人等）

(2) 法人格を有しない団体

2 前項第2号に係る団体については、次の全ての要件を満たすものとする。

(1) 組織の運営に関する規約（定款、会則等）を有すること。

- (2) 代表者及び組織の意思決定機関が明確であること。
 - (3) 団体名義の銀行口座を有していること。
 - (4) 会計組織を有し、適切な経理処理が行えること。
 - (5) 補助事業の遂行及び補助金の返還について、代表者が一切の責任を負うことを承諾すること。
- 3 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。
- 4 補助対象経費の算出にあたっては、原則として消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含まない額とする。ただし、補助事業者が消費税法における免税事業者である場合等、消費税等の仕入控除を行うことができない場合は、消費税等を含めた額を補助対象経費とすることができる。
- 5 補助事業者は、前項のただし書き等の事由により消費税等を含めて補助金の交付を受けた場合において、事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、速やかにその額を会長に報告し、会長の返還命令に従い当該金額を返還しなければならない。

（補助金の交付限度額）

第5条 会長は、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

（補助金の交付申請及び補助金交付決定前着手）

- 第6条 応募要領に基づき会長から採択を受けた者であって、補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を会長が定める期日までに提出しなければならない。
- 2 補助金の交付を申請した者は、補助金交付決定前に交付対象事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した補助金交付決定前着手届（様式第1号の2）を会長に提出し承認を受けなければならない。
 - 3 前項の承認を受けて事業の着手をした場合であっても、補助金の交付を保証するものではない。

（補助金の交付決定）

- 第7条 会長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。
- 2 会長は、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係

る事項について修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(補助金の交付の条件)

第8条 会長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、交付の条件を附することができるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までに、交付申請取下げ書(様式第2号)を会長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあった場合は、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

第10条 会長は、補助金の交付決定をした場合において、天災地変その他交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき、又は補助事業者が補助事業の全部若しくは一部を遂行することができなくなったとき(補助事業者の責に帰すべき事情によるものを除く。)は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができるものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 会長は、前項の規定により取消し又は変更をした場合は、その取消し又は変更の内容を補助事業者に通知するものとする。

(事業内容及び経費配分の変更)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容の変更(軽微な変更として別に定めるものを除く。)をする場合には、あらかじめ、計画変更承認申請書(様式第3号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業能率を低下させない事業計画の細部の変更である場合。
- (2) 別表に定める経費の区分間におけるいずれか低い額の20パーセント以内の額の配分を変更する場合。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

ない。

(事故報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書(様式第5号)により、会長に報告を行い、その指示を受けなければならない。

(産業財産権に関する届出)

第14条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等(以下「産業財産権」という。)を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく産業財産権届出書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第15条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況に関し会長が報告を求めたときは速やかに遂行状況報告書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

(補助事業等の遂行命令等)

第16条 会長は、補助事業者が提出する遂行状況報告書等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 会長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了(廃止の承認を受けたときを含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定に係る年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第8号)を会長に提出しなければならない。

2 補助事業者が前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合、会長は提出期限について交付決定に係る年度の3月31日まで猶予することができる。

(補助金の額の確定等)

第18条 会長は、前条第1項の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第11条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及び

これに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

(是正のための措置)

第 19 条 会長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第 20 条 会長は、第 12 条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 7 条の交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、法令、この要綱又はこれらに基づく会長の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合。
- (4) 交付決定後に生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第 7 条の規定は、第 1 項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第 21 条 会長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 会長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

第 22 条 補助事業者は、第 20 条第 1 項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金を受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、即納額を控除した額）につき、規則第 17 条第 1 項で定める率の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき、規則第17条第4項で定める率の割合で計算した延滞金を会長に納付しなければならない。
- 3 会長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請に基づき、当該加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(理由の提示)

第23条 会長は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(補助金の支払)

第24条 補助金は、第18条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、精算払請求書(様式第9号)又は概算払請求書(様式第9号の2)を会長に提出しなければならない。

(知的財産権の帰属及び管理)

第25条 補助事業の結果として生じた著作権その他の知的財産権(以下「知的財産権」という。)は、補助事業者に帰属するものとする。

- 2 補助事業者が法人格を有しない団体である場合は、当該団体の規約等に基づき、団体が一体的に知的財産権を管理するものとし、代表者はその適正な管理について一切の責任を負わなければならない。

(財産の管理等)

第26条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(著作物の利用許諾)

第27条 補助事業により製作された著作物について、非営利目的かつ本事業趣旨の普及広報に必要な範囲において、無償で利用(上映、一部の加工、パンフレット等への掲載)できるものとする。補助事業者は、これに同意し、著作者人格権を行使しないものとする。

(補助金の経理)

第28条 補助事業者は、補助対象経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類並びに関係書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(立入検査等)

第29条 会長は、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、補助事業者に対し報告をさせ、又は実行委員会事務局職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。

(実行委員会の解散に伴う事務の承継)

第30条 実行委員会が事業の完了に伴い解散したときは、本要綱の規定に基づき実行委員会が行うものとされている事務は、沖縄県文化観光スポーツ部交流推進課が承継するものとする。

2 前項の規定により承継する事務には、次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 第28条の規定による補助金の返還の請求及び受領
- (2) 第28条及び第29条の規定による書類及び帳簿等の保存並びに閲覧への対応
- (3) その他、本要綱の施行に関し必要な事務

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

補助金の名称	補助事業者	対象経費		補助率及び補助上限額
		経費区分	内容	
沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業補助金	当該事業の実施主体として採択された、映像作品等の製作を業務とする法人または法人格を有しない団体であり、要綱第4条各号に掲げる要件を満たすもの	人件費	給料及び通勤手当、福利厚生費	定額（10/10） 2,500万円以内
		事業費	賃金（事業実施に必要な一時的なアルバイト等に要するもの）、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料	

備考 1 補助事業の実施に伴う収入があった場合は、補助対象経費から収入額を控除した額と、補助対象経費に補助率を乗じた額のいずれか低い額を補助金の額とする。

2 以下の経費については補助対象外とする。

(1) 財産になり得る物の購入に係る経費

パソコンやカメラなどの機器購入費、事務機器・事務用品等の購入費、備品等購入費 等

(2) 交際費・飲食代

3 補助対象経費の算出にあたっては、原則として消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含まない額とする。ただし、補助事業者が消費税法における免税事業者である場合等、消費税等の仕入控除を行うことができない場合は、消費税等を含めた額を補助対象経費とすることができる。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

第8回世界のウチナーンチュ大会実行委員会 会長 殿

住 所

団 体 名

代表者職・氏名

印

令和 年度沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業
補 助 金 交 付 申 請 書

沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付について申請します。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

- ・補助事業に要する経費： 円
- ・補助対象経費： 円
- ・補助金交付申請額： 円（千円未満切り捨て）

2 事業の着手及び完了の予定期日

- ・着手予定期日 年 月 日
- ・完了予定期日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書（内容、スケジュール等）
- (2) 事業収支予算書、経費明細書
- (3) 申請者の事業概要が確認できるパンフレット、定款等の写し
- (4) その他申請に必要な資料

4 概算払が必要である場合はその理由

様式第1号の2（第6条関係）

年 月 日

第8回世界のウチナーンチュ大会実行委員会 会長 殿

住 所

団 体 名

代表者職・氏名

印

令和 度沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業
補助金交付決定前着手届

交付対象事業について、別記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので、届け出ます。

- 1 補助事業に要する経費： 円
- 2 事業実施者
- 3 着手予定年月日（交付申請書提出日以降）
- 4 交付決定前着手を必要とする理由

（別記条件）

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に天災地変等の理由によって、実施した事業に損失を生じた場合、その損失は、事業実施者が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

第8回世界のウチナーンチュ大会実行委員会 会長 殿

住 所

団 体 名

代表者職・氏名

印

令和 年度沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業
交 付 申 請 取 下 げ 書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった当該事業について、沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付の申請を取り下げます。

記

- 1 交付決定通知書の受領年月日
- 2 補助金の交付の申請を取り下げようとする理由

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

第8回世界のウチナーンチュ大会実行委員会 会長 殿

住 所

団 体 名

代表者職・氏名

印

令和 年度沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業
計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった当該事業を下記のとおり変更したいので、沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響

添付書類

- 1 事業変更計画書（新旧対照表）
- 2 収支予算書

注：

- (1) 変更の理由については、できる限り詳細に記入してください。
- (2) 事業計画書（新旧対照表）は、変更前と変更後を比較対照できるよう2段書きとし、変更箇所を下線を引いて記載してください。
- (3) 収支予算書は、変更前と変更後の額を比較対照できるよう記載してください。

様式第4号（第12条関係）

年 月 日

第8回世界のウチナーンチュ大会実行委員会 会長 殿

住 所

団 体 名

代表者職・氏名

印

令和 年度沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業
事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった当該事業について、
下記のとおり中止（廃止）したいので、沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業補助
金交付要綱第12条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

注：中止（廃止）の理由については、できる限り詳細に記入してください。また、
関連する資料があれば添付してください。

様式第5号（第13条関係）

年 月 日

第8回世界のウチナーンチュ大会実行委員会 会長 殿

住 所

団 体 名

代表者職・氏名

印

令和8年度沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業
補助事業事故報告書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった当該事業の事故について、沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業補助金交付要綱第13条の規定により報告します。

記

- 1 事業の進捗状況
- 2 事故発生までに要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置
- 5 事業の遂行及び完了の予定

様式第6号（第14条関係）

年 月 日

第8回世界のウチナーンチュ大会実行委員会 会長 殿

住 所

団 体 名

代表者職・氏名

印

令和 年度沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業
産業財産権届出書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった当該事業について、
下記のとおり産業財産権の取得（譲渡、実施権の設定）をしたいので、沖縄移民ドキュメ
ンタリー映画製作支援事業補助金交付要綱第14条の規定により報告します。

記

- 1 種類（番号及び産業財産権の種類）
- 2 内容
- 3 相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）

様式第7号（第15条関係）

年 月 日

第8回世界のウチナーンチュ大会実行委員会 会長 殿

住 所

団 体 名

代表者職・氏名

印

令和 年度沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業
遂行状況報告書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった当該事業の遂行状況を次のとおり報告します。

記

1 事業の遂行状況（ 年 月 日現在）

注1) 申請書の事業計画書と併せて事業の経過とその成果を簡単に記載すること。

注2) 事業の日程と実績とを比較して、遅延のある場合はその理由を記載すること。

2 事業に要する経費の収支状況

3 今後の計画について

様式第8号（第17条関係）

年 月 日

第8回世界のウチナーンチュ大会実行委員会 会長 殿

住 所

団 体 名

代表者職・氏名

印

令和 年度沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業
実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった当該事業を完了しましたので、沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業補助金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実施期間

年 月 日着手

年 月 日完了

2 沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業補助金額について

(1) 補助金交付決定

年 月 日 第 号 円

(2) 概算払受理年月日及び金額

年 月 日 円

(3) 補助金確定予定額

年 月 日 円

(4) 精算払請求（返還）予定額

年 月 日 円

3 添付書類

(1) 補助事業経費収支精算書及び支出済額明細書

(2) 補助事業の経過又は成果を証する書類

(3) その他参考となる書類

様式第9号（第24条関係）

年 月 日

第8回世界のウチナーンチュ大会実行委員会 会長 殿

住 所

団 体 名

代表者職・氏名

印

令和 年度沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業
補 助 金 精 算 払 請 求 書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助金について、沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業補助金交付要綱第24条の規定により、下記のとおり請求します。

記

精算払請求額 円

内訳	
交 付 決 定 済 額	円
確 定 額	円
概算払受領済額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円

口座振替申出表示	
金融機関の名称	
支店名	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	
口座名義 (カナ)	

様式第9号の2 (第24条関係)

年 月 日

第8回世界のウチナーンチュ大会実行委員会 会長 殿

住 所

団 体 名

代表者職・氏名

印

令和8年度沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業
補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助金について、沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業補助金交付要綱第24条の規定により、下記のとおり請求します。

記

内訳	
交付決定額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円

口座振替申出表示	
金融機関の名称	
支 店 名	
預 金 の 種 類	
口 座 番 号	
口 座 名 義	
口座名義 (カナ)	